

伊那中央病院内保育所設置要綱

平成18年3月31日

訓令第3号

改正 平成20年7月28日 訓令第2号
平成23年1月12日 訓令第1号
平成27年8月1日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は伊那中央病院内保育所（以下「保育所」という）の設置管理及び利用等必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 医療従事者の離職防止を図ることを目的として、院内に保育所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 保育所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 伊那中央病院内保育所
位 置 伊那市小四郎久保1337番地1

(管理)

第4条 保育所は院長が管理する。

- 2 保育所の運営を図るため、院内に保育所運営委員会を置く。
- 3 運営委員は若干名とし院長がこれを委嘱する。
- 4 運営委員会の必要な事項は別に定める。

(職員)

第5条 保育所に保育士、その他必要な職員をおく。

- 2 職員の身分、給与、服務等は伊那中央行政組合条例等の定めるところによる。
- 3 保育士は院長の命を受け保育に従事し乳幼児の健康状態を観察して保健衛生に注意し、また乳幼児の保育について保護者と連絡を密にしなければならない。

(入所退所)

第6条 乳幼児を保育所に入所させようとする者は、入所申込書を院長に提出し許可を受けなければならない。

(入所が出来る乳幼児)

第7条 入所が出来る乳幼児は3才未満児とし、生後6ヶ月以後を原則とする。ただし、特別の事情のある者に限り6ヶ月未満児でも院長の許可により入所させることができる。

(保育所の休日及び保育時間等)

第8条 保育所の休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日及び12月29日から翌年の1月3日並びに院長が休所の必要を認めた日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、院長は、休日に保育を実施することができる。
- 3 保育時間は保育日において1日10時間を原則として、始業及び終業時間は院長が別に定める。
- 4 やむを得ない理由により臨時保育を希望する者は、院長の許可により入所させることができる。

(定員)

第9条 保育所の定員は原則として30人とする。

(利用料)

第10条 保育所利用料の額は、保育所運営費用より勘案して院長が別に定める。

- 2 保育所利用料は、毎月納入するものとする。
- 3 前項の利用料は、毎月支給される給与より差し引くものとする。

(保育所の書類等)

第11条 保育所に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 入所乳幼児名簿
- (2) 乳幼児出欠簿
- (3) 保育の経過を記録する帳簿
- (4) その他必要とする簿冊

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか保育所に関し必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年7月28日訓令第2号)

この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

附 則 (平成23年1月12日訓令第1号)

この訓令は、平成23年1月12日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日訓令第2号)

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。